

## 学校で起きる紛争の 特殊性と法律家に 期待される役割

弁護士  
佐藤香代  
SATO Kayo

### I. はじめに —拡大・多様化する法律家の役割

人が集まる場所では日々様々な法的紛争が生起し、学校現場も例外ではない。

そして、従前、学校内で起きる紛争について想定されていた法律家の関与は、学校の責任と補償の在り方を司法手続を通じて明らかにする、限定的・事後的・審判的な関わりが中心的であった。しかし、現在、学校現場における法律家（ただし、主として弁護士）の関与の機会は拡大し、期待される役割・機能も多様化している。

代表的なものとして、学校でのいじめ対応や障がいを持つ子どものための合理的配慮の在り方をテーマとして、子どもの学校での環境調整に向けて、弁護士が代理人となって教職員や教育委員会と交渉する代理人型、教育委員会や学校関係者の相談相手として、彼らが対応に苦慮している個別事案について早期の段階から助言をするスクールロイヤー型、そして、いじめ重大事態調査や子どもの自死の背景調査等のために組織される調査委員会に参画する調査委員会型などである。

これらのタイプについても、例えば、スクールロイヤーについては、個別案件ごとに随時相談を受け付ける場合もあれば、教育委員会等に

常勤・非常勤職員として配置される場合もある。調査委員会についても、有識者で組織する第三者委員会に参画するのか、学校の教職員が主体となる校内組織に参画するのかによって、その活動の特色は異なる。

本稿は、この連載の初回として、学校教育に弁護士をはじめとする法律家が携わる際に把握しておくべき、昨今の学校現場をめぐる環境や特殊性、及び、解決の指針とするべき価値・理念について、概略的に紹介するものである。

### II. 急速に進む学校現場の「法化」と 学校裁量の相対的な縮小

近年、学校が取り組むべき様々な課題について、対応の在り方を規定した法律が次々と制定されている。例えば、いじめ防止対策推進法（2013年制定）、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法。2016年制定）、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（わいせつ教員対策法。2021年制定）などである。

もともと、学校内で起きる様々な問題をどのように取り扱うかという点は、学校教育法37条4項で、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とされており、校長の裁量判断の中で具体的な対応方針が決められる構造になっていた。そして、学校のとった措置の当否が争点化した訴訟では、裁判所は、現場での教育を現に担当している校長が、専門性をもって判断した結果である以上、その内容が明らかに不合理でない限り、その判断を尊重すると考えてきた。

しかし、いじめや不登校などの学校現場における従前からの子どもの人権課題について、問題の改善が見られない状況が継続する中で、こうした法律制定の流れが生まれてきたものであり、また、こうした法律は、これまでの判断枠組みを一変させる。例えば、いじめ防止対策推進法23条2項では、学校が、在籍する児童・生徒について、いじめを受けている疑いを抱いた際には、速やかにいじめの事実の有無を確認するための措置を講じ、学校設置者に報告することを求めている。これらの対応も、法律ができる前は、校長の裁量においてどうすべきか

著者略歴：2004年弁護士登録。2014年法律事務所たいとう開設（代表弁護士）。現在、東京弁護士会子どもの人

権委員会委員長。

決定していた問題といえるが、現在は、法律の定義するいじめが認められれば、法律の定める措置をとらなければ法律違反の批判を免れず、校長の裁量が入り込む余地がない。

こうした中で、昨今の学校問題を解決する上では、これらの法律について十分に趣旨・内容を検討して臨むことが求められており、学校現場が関連法規の適切な運用を実現するために弁護士の関与を求める重要な背景の1つとなっている。

### III. 法律家が果たすべき役割とは

#### (1) スクールロイヤー導入に至る議論から見える弁護士への期待

上記の学校現場の法化という側面以外にも、スクールロイヤーの導入に至る議論を概観すると、学校関係者が弁護士に様々な期待を寄せていることが分かる。

まず、中央教育審議会（以下「中教審」）は2015年に発表した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日）の中で、教員が保護者からの要望等に対応するため、弁護士から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができる制度を提唱した。この中では、「教育対象暴力」という語が紹介され、保護者対応における弁護士の活用例が示されている（65頁）。こうした文脈は、要するに、教職員を疲弊させる厳しい要求を繰り返す保護者に学校が対峙する際の参謀あるいは用心棒としての機能が期待されているといえよう。

その後、文科省は2017年度予算概算要求の際に、初めて「スクールロイヤー」という語を用いて調査研究の実施を示し、この中では、弁護士への期待として、いじめの予防教育やいじめなどの諸課題の効率的な解決に資することへの期待が向けられている。

その後、2019年の栗原心愛さん虐待事件において、学校関係者が父親の圧力に屈し、学校内のアンケートを開示したということが大きく報道される中で、ますます、学校紛争に法律家の視点を加えるべきという論調が強まり、弁護士には、親の虐待から適切に児童・生徒を守ることへの期待も高まっている。

これらの諸課題を円滑に解決することは、教育の専門家たる教職員が教育活動に専念する環境を整備し、子どもたちの安全を守る上でも重

要である。さらに、筆者は、こうした個別具体的な事象に向き合う際にも、学校教育に課せられている本来的な使命を踏まえ、これにかなう解決を提示・支援することこそが、弁護士が果たすべき重要な役割と考える。

#### (2) 学校教育と人権尊重

では、学校教育の本来的使命とは何であろうか。まず、学校教育は、子どもたちの憲法上の人権である教育を受ける権利を保障するために必要不可欠な社会制度として子どもたちに保障されている。そして、人権保障のための制度である学校教育は、その内容においても子どもたちの人権を尊重し、その健全な成長発達に寄与するものでなければならない。

また、わが国でも、2022年に「こども基本法」が制定され、子どもの権利条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関する基本理念が定められた（1条）。同法3条に掲げられた基本理念の1つには、全てのこどもについて、「教育基本法……の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」（3条2号）が挙げられた。かかる教育を受ける機会の保障のための制度として、最も重要なものが、公教育であることはいうまでもない。

では、その公教育で行われる教育は、何を指向するべきなのか。この点については、こども基本法が依拠する子どもの権利条約の28条・29条に明確に示されている。すなわち、同条約28条2項では、「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」とされている。さらに、29条1項では、教育が指向すべき事項の1つとして、「(b)人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」が挙げられている。

このように、学校教育は、子どもたちの基本的人権である教育を受ける権利を保障することを目的としたものであり、そこで行われる取り組みは、人権尊重の理念に立脚したものでなければならない。

#### (3) 「子どもの最善の利益」と「子どもの意見表明権」

さらに、学校現場で生起される問題の大半が、子どもたちを当事者とする以上、その解決

に当たっては、子どもの権利条約における基本原則を念頭に置く必要がある。

子どもの権利条約3条1項では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」としており、最善の利益の原則と呼ばれる。

そして、目の前の子どもにとっての最善の利益を見出すための必要不可欠なプロセスとして、子どもの権利条約12条の意見表明権があり、これも子どもの権利条約の基本原則に数えられる。

子どもの権利条約12条は、子どもに関わる事柄については、当事者となる子どもが意見を述べる力がある限り、まず、子どもの意見を聴いて、その意見ができる限り尊重しながら物事を決めていくことを求めている。子どもとはいって、自分自身に関することである以上、何が自分にとって最善なのか、本人が一番関心を寄せ、意見を持っていると思われる。また、自分のことは自分が決めたいと考える気持ちちは、子どもも大人も変わらない。とはいえ、やはり、子どもである以上、大人と同じ水準の自己決定権を保障することは、成長発達を阻害する恐れもあり、最終的な決定責任は、大人が担うべきともいえる。そうした中で、子どもの権利条約では、大人の決定がより子どもの意思に近いものとなるように、まず、子ども本人の話を聴いて、その後の大人の判断においてその意見を十分に考慮することを求めている。

#### (4) 小括

このように、学校現場に携わる弁護士には、その関与の在り方がどのような立場であろうとも、学校教育が人権尊重に根差した内実を伴うものとなるように、また、子どもの最善の利益にかなう解決となるように、活動することが求められているといえる。

### IV. 学校をめぐる紛争の特殊性と対話による解決の重要性

#### (1) 子どもの生活空間・育ちの場としての学校

実際に問題の解決を図ろうとするときにも、学校現場には他の法律問題とは異なる特殊性がある。それは、学校では子どもたちが現在進行

形で教育を受け、日々、成長しており、子どもたちにとって、学びの機会は中断されることなく継続的に保障される必要性が高いという点である。

仮に学校紛争が裁判で争われた場合、他の事件に比して関係者も多く事実関係が複雑で、手続の進行に時間を要する傾向がある。訴訟の決着を見る時には、子ども自身は相手方である学校を卒業しているばかりか、成人に達しているような場合もある。その間、当事者たる子どもは、成長発達の貴重な時期に、自分の主張・立場がどのように扱われるのか不安定な状態に置かれることになる。このように、子どもの育ちの速度を考えた際には、司法手続に要する時間は致命的に長く、紛争解決の手段として選択しにくい面がある。

また、学校では、例えいじめのような出来事が起き、解決に向けた協議や調整が行われている場合でも、並行して定期試験が行われたり、修学旅行の準備が進められたりする。そうすると、いじめにより不登校になったと訴える生徒について、定期試験の実施に当たりどのような配慮ができるか、あるいは、参加できなかつた修学旅行の費用をどう清算するなど、本来的な問題であったいじめ以外にも、互いに連絡調整して解決を図るべき事柄が、日々、山積していく。しかし、在籍校との間で厳しい法的な対立構造が生じてしまうと、こうした事柄について円滑に取り決めをすることも難しくなり、子どもたちの学校生活はますます硬直した息苦しいものになる。こうした、新たな調整事項が、日々出現するという点も、学校紛争に特徴的な点といえる。

#### (2) 継続的な関係にあることの学校側の捉え方

学校の立場に立っても、どんなに関係がこじれた場合でも、自ら司法手続を選ぶことは非常に難しい状況にある。

文部科学省が公表した「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第2版）」（令和4年3月）には、以下の記述がある。

「子供には教育を受ける権利が保障されており、学校は当該権利を保障するための教育機関であることから、学校や教育委員会が子供・保護者と関係を断つことは原則としてできません。したがって、学校や教育委員会と子供・保護者との関係は継続的なものであることに留意する必要があります。／こうした関係の継続性

に鑑みれば、問題の解決にあたっても時間的な広がりを持った視点で対応する必要があります。すなわち、短期的な視点で子供・保護者とのコミュニケーションを絶ってしまったり、むやみに対立したりすることは適切ではありません」(1-2頁)。

このように、学校の側から見ても、例え紛争が高じたとしても保護者との決定的な対立を避けて、解決の道を探らなければならない状況がある。

### (3) 対話による調整的解決の重要性

以上のように、学校で生起する問題については、子ども・保護者の立場からも学校の立場からも、対話を打ち切って司法手続に進むことは非常に大きなハードルがある。

そうした中では、学校現場をめぐる問題を取り扱う弁護士は、代理人・スクールロイヤー、いずれの立場であろうとも、対話を通じた調整的解決を志向する意義は大きい。

## V. 学校機能の多様化

最後に、学校現場をめぐる特殊性として、学校には登校してくる児童・生徒に教育を提供することのみならず、子どもの福祉増進に向けた様々な取り組みが期待されている状況がある。そして、これらの諸課題をめぐっても学校紛争に発展することが少なくない。そこで、以下では、その代表的なものを概観する。

### ① 児童虐待対応

近年、児童虐待の対応における学校の果たす役割の重要性が注目されている。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)においては、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化として、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実や、スクールロイヤーの配置促進の必要性などが指摘されている。

### ② 不登校支援

2016年の教育機会確保法の制定を受け、文部科学省は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」(平成29年3月31日)を公表した。その中では、具体的に学校に求められる措置が明示されており、学校は、不登校の状況把握や、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも交えた組織的・計画的な支援の提供、家庭にいる不登校児童生徒の支援、指導要録上の取り扱いや通学定期券の取り扱い制度の周知徹底などの様々な取り組みが求められている。

### ③ 自殺予防

2006年に自殺対策基本法が制定され、学校も自殺対策の総合的かつ効果的な促進のための重要な関係機関として位置付けられた。これを受け、文部科学省は、学校現場で有効な自殺予防に向けた取り組みがされるよう、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月),「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月),「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引き)」(平成26年7月)を公表してきた。厚生労働省によると、2020年の児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加しているとのことであり、学校における有効な自殺予防対策も喫緊の課題である。

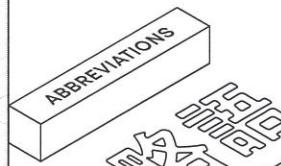
## VI. おわりに

以上の通り、現在、学校現場には従来の課題も山積する中で、虐待防止・自殺予防等の社会的役割も期待されている。他方で、教職員は絶対的に足りず、全てに十分な対応が取れる状況とはいいがたい。そうした中では、残念ながら、今後も学校内での紛争は絶えることはないだろう。

そのような中で、もし弁護士が、子どもたちの最善の利益にかなう解決の道筋を早期に提示し、関係者をその方向に向けて調整していくことができれば、学校における子どもの人権保障を拡充する上で、極めて重要な意味を持つことになるだろう。

この連載では、読者が学校における法的問題について深く理解できるよう、そして学校問題に携わる際の手引きとなるよう、学校における代表的な問題を各回取り上げて、研究者と弁護士が現状の課題や法制度等を概観する予定である。

(さとう・かよ)



### 「法学教室」における判例集・法令名等の略語

小誌掲載の論文中(主にかっこ書きや注記の部分)に引用される判例集・文献・法令名につき、多くの場合、略語を使用しています。この略語の方式は、原則として、法律関係の編集者で組織する「法律編集者懇話会」がまとめた「法律文献等の出典の表示方法」に基づいています。

#### 1 判例の表示

例: 最判昭和58・10・7民集37巻8号1082頁

- 最高裁の大法廷判決については「最大判」、小法廷判決については「最判」と表示。
- 年月日は「・」で表示。
- 頁数は、判例集の通し頁を表示。

#### 2 判例集等の略語

民(刑)錄	大審院民(刑)事判決録
民(刑)集	大審院・最高裁判所民(刑)事判例集
集民(刑)	最高裁判所裁判集民(刑)事
高民(刑)集	高等裁判所民(刑)事判例集
下民(刑)集	下級裁判所民(刑)事裁判例集
行集	行政事件裁判例集
裁時	裁判所時報
裁判所Web	裁判所ウェブサイト

訟月	訟務月報
家月	家庭裁判月報
労民集	労働関係民事裁判例集
審決集	公正取引委員会審決集
知財集	知的財産権関係民事・行政裁判例集
無体集	無体財産権関係民事・行政裁判例集
新聞	法律新聞

#### 3 定期刊行物等の略語

##### 1. 法律雑誌・判例評証書誌等の略語例

金判	金融・商事判例
金法	旬刊金融法務事情
銀法	銀行法務21
刑ジャ	刑事法ジャーナル
現刑	現代刑事法
最判解民(刑)事篇	
平成(昭和)〇年度	最高裁判所判例解説民(刑)事篇平成(昭和)〇年度
自研	自治研究
自正	自由と正義
ジュリ	ジュリスト
商事法務	旬刊商事法務
セレクト○	判例セレクト○(法学教室△号別冊付録)
曹時	法曹時報
速判解	速報判例解説(法学セミナー増刊)
判時	判例時報
判自	判例地方自治
判タ	判例タイムズ
ひろば	法律のひろば

令和(平成)〇年度	令和(平成)〇年度
重判解	令和(平成)〇年度重要判例解説(ジュリスト△号)
法教	法学教室
法時	法律時報
法セ	法学セミナー
民商	民商法雑誌
民訴	民事訴訟雑誌
リマークス	私法判例リマークス
労経連	労働経済判例速報
労旬	労働法律旬報
労判	労働判例
論ジュリ	論究ジュリスト
TKC Watch	(株)TKC ロー・ライブラー 提供の速判解ウェブ版

##### 2. 学会誌・大学の紀要の略語例

刑法	刑法雑誌
公法	公法研究
国家	国家学会雑誌
法協	法学協会雑誌
論叢	法学論叢

#### 4 法令名の略語

法令名の略語は、小社刊行の法令集の巻末に掲載されている「法令名略語」に従っています。